

独立行政法人日本学生支援機構

平成29年規程第16号

最近改正 令和8年規程第13号

海外留学支援制度（学部学位取得型）実施委員会・審査会設置規程を次のように定める。

平成29年4月21日

独立行政法人日本学生支援機構

理事長 遠藤勝裕

海外留学支援制度（学部学位取得型）実施委員会・審査会設置規程

（設置）

第1条 組織運営規程（独立行政法人日本学生支援機構平成16年規程第10号）第30条の規定に基づき、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に、海外留学支援制度（学部学位取得型）実施委員会（以下「委員会」という。）及び海外留学支援制度（学部学位取得型）審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（役割）

第2条 委員会は、機構の理事長（以下単に「理事長」という。）の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 海外留学支援制度（学部学位取得型）実施規程（独立行政法人日本学生支援機構平成29年規程第17号）第6条に規定する制度に係る選考方針及び選考基準等

(2) 海外留学支援制度（学部学位取得型）の実施に当たり必要な事項

2 審査会は、理事長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

(1) 海外留学支援制度（学部学位取得型）実施規程第7条に規定する派遣留学生の留学計画等に係る審査

(2) 派遣留学生の審査に当たり必要な事項

（組織及び委嘱）

第3条 委員会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、15名以内の委員をもって組織する。

2 審査会は、学識経験者及び関係行政機関の職員のうちから、理事長が必要と認める数の委員をもって組織する。

3 委員は、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

5 委員会に委員長、審査会に主査を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 委員長及び主査の任期は、1年とする。

7 委員会の委員及び審査会の委員の兼任は、これを妨げない。

（雑則）

第4条 この規程に定めるもののほか、委員会及び審査会の運営に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月24日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和3年規程第11号）

この規程は、令和3年5月31日から施行する。

附 則（独立行政法人日本学生支援機構令和8年規程第13号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。